

熊本市町村総合事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

熊本市町村総合事務組合長

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 15 条に基づき、熊本市町村総合事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画を効果的に推進するため、関係各課の職員相互の理解を得ながら取り組んでいくこととする。

3 現状

（１）職員の女性割合（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	職員数		割 合
		うち女性職員数	
正規職員	5 人	2 人	40%
会計年度任用職員	7 人	6 人	86%
合 計	12 人	8 人	67%

（２）管理職の女性の割合（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区 分	管理職職員数		割 合
		うち女性職員数	
正規職員	1 人	0 人	0%
合 計	1 人	0 人	0%

（３）正規職員 1 人当たり、1 月当たりの平均超過勤務時間（過去 3 年間）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
4.0 時間	6.1 時間	9.3 時間

（３）年次休暇の平均取得率（過去 5 年間）

区 分	平成 28 年			平成 29 年		
	男性	女性	平均	男性	女性	平均
正規職員	50%	31%	40%	70%	42%	49%
会計年度任用職員	36%	94%	67%	100%	90%	96%

平成 30 年度			令和元年			令和 2 年		
男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
46%	57%	53%	60%	67%	64%	82%	55%	75%
70%	75%	71%	61%	100%	77%	80%	82%	81%

令和 2 年度の年次休暇の取得日数が 5 日未満の職員は 0 人であった。また、年次休暇が 20 日以上付与された者の平均取得日数は 15 日であった。

4 分析

本組合では職員全体の女性割合は 67%と、均衡のとれた割合になっている。また、正規職員の年次休暇の平均取得率は、管理職からの呼びかけ等の取組により年々上昇しており、令和 2 年には目標値であった 60%を大きく上回る 75%となった。すべての職員について年次休暇取得率を 40%以上にすることを目標にしていたが、令和 2 年には取得率が最も低い職員でも 55%となっており、職場全体での取組の成果が表れている。

5 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

上記分析を踏まえ、本計画を推進するために次のとおり目標を設定する。

＜目標＞

本計画期間中に、正規職員の年次休暇の平均取得率を、平成 29 年（1 月～12 月）の実績 50%から 60%以上にする。また、すべての職員の年休取得率を 40%以上にする。

6 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

上記 5 で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

＜取組内容＞

管理職は職員に対し定期的に年次休暇の取得推進喚起を行うとともに、本計画について全職員へ徹底的に周知することで、年次休暇を取得しやすい環境づくりに取り組み、ワークライフバランスを推進する。